江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雨時における雨水流出抑制を図ることにより河川などの洪水を軽減するとともに、雨水の有効利用及び地下水の涵養を図るため、雨水貯留浸透施設を設置する者に対し、予算の範囲内において江南市が交付する雨水貯留浸透施設設置費補助金(以下「補助金」という。)に関し、江南市補助金等交付規則(昭和31年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 雨水貯留浸透施設 雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
 - (2) 雨水貯留施設 雨水貯留槽及びそれに関連する給排水設備からなる施設で、江南市が別に定める設置基準に適合するものをいう。
 - (3) 雨水浸透施設 敷地内に降った雨水を浸透桝、浸透トレンチ及び透水性舗装により地下に浸透させる施設で、江南市が別に定める設置基準に適合するものをいう。
 - (4) 雨水貯留槽 屋根に降った雨水を貯留する貯留容量が 100 リットル以上の新設の貯留槽で、 別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
 - (5) 浸透桝 掘削した溝に砕石を充填し、この中に浸透孔を有する桝を設置することにより、集水した雨水を砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設で、別表第2に定める基準を満たしているものをいう。
 - (6) 浸透トレンチ 掘削した溝に砕石を充填し、この中に浸透桝に連結された透水管を設置する ことにより、集水した雨水を導き砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設で、別表第3 に定める基準を満たしているものをいう。
 - (7) 透水性舗装 雨水が舗装の中を通り抜けて、地中に浸透する特殊な舗装で、別表第4に定める基準を満たしているものをいう。
 - (8) 工事 新設工事及び改造工事をいう。
 - (9) 新設工事 雨水貯留槽による雨水貯留施設及び雨水浸透施設を新たに設置する工事をいう。
 - (10) 改造工事 江南市が別に定めた基準以外で、すでにあるものを雨水貯留浸透施設に作り変える工事をいう。
 - (11) 申請者(所有者) 補助金の交付を受けようとするものをいう。
 - (12) 1区画 土地が工作物により仕切られた1つの敷地をいう。
 - (13) 敷地 建築物等の占める土地をいう。

(補助の対象)

- 第3条 補助金の交付対象となる雨水貯留浸透施設は、雨水排水専用として江南市内の宅地等に設置するもので、工事に要する費用を申請者(所有者)自らが負担するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留浸透施設については、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に 規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定す る国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、日本郵政株式会社、日 本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、高速道路株式会社法(平 成16年法律第89号)第1条に規定する会社、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発 金融公庫等が設置するもの
 - (2) 江南市宅地開発等に関する指導要綱に該当するもの
 - (3) 特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)の第 9 条または第 16 条に規定する 行為のため設置するもの
 - (4) 既に補助金又は江南市の他の補助金を受けたことがある雨水貯留浸透施設を作り変えようとするもの
 - (5) 移転補償等機能回復により設置するもの
 - (6) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に定義される区域内で、浄化槽を転用して 雨水貯留施設を設置しようとするもの
 - (7) 江南市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成 26 年条例第 27 号) 第3条、第4条又は第5条の規定により雨水流出抑制対策を講ずるため設置するもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留浸透施設については、補助 金の交付の対象とする。
 - (1) 江南市宅地開発等に関する指導要綱第2条に規定する適用範囲に該当し建築された集団また は集合住宅が、個人の所有となった後、申請者(所有者)が新たに設置するもの
- (2) 浸透桝の標準設置基数は、建築面積 50 平方メートルに対し1 基以上とするが、市長が敷地 の形態などで標準設置基数を設置できないと判断した場合

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は次のとおりとする。
 - (1) 雨水貯留槽は、別表第5に定める1施設につき工事費総額の10分の9に相当する額とする。 ただし、工事費総額が10,000円を超えた額で、補助率を乗じた算定額が10,000円未満になる 申請においては補助額を10,000円とする。
 - (2)前号の規定にかかわらず、10,000円以下で施工できる簡易な雨水貯留槽(以下「簡易貯留槽」

- という。) については、貯留容量が 100 リットル以上であれば、容量にかかわらず全額補助と する。
- (3) 第1号の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とし、 その上限の額は、別表第6のとおりとする。
- (4) 内径 300 ミリメートルの浸透桝は1基につき 10,000 円、内径 350 ミリメートルの浸透桝は 1基につき 20,000 円とする。ただし、第 3 次江南市総合治水計画において重点地区における 対策メニューで雨水貯留浸透施設設置費補助として指定した区域は、内径 300 ミリメートルの 浸透桝は1基につき 20,000 円、内径 350 ミリメートルの浸透桝は1基につき 30,000 円とする。
- (5) 前号の指定した区域とは、草井町(木曽川流域を除く)、和田町、勝佐町の全区域とする。
- (6) 浸透トレンチは、1メートルにつき 3,500 円とする。
- (7) 透水性舗装は、1平方メートルにつき500円とする。
- (8) 浸透トレンチ及び透水性舗装は、延長又は面積の小数点以下を切り捨てた数量に、補助金単価を乗じた額を補助金とし、その上限の額は、別表第6のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 申請者(所有者)は、あらかじめ雨水貯留浸透施設設置費補助金交付申請書(様式第1。 以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 施設設置場所の案内図
 - (2) 工事の図面(配置平面図、断面図、構造図)
 - (3) 見積書の写し
 - (4) 誓約書(様式第2)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(設置する施設の説明図、構造図、製品カタログ等)
- 2 地上型の雨水貯留槽で工事費を伴わない場合は、第1項第2号の断面図及び構造図を製品カタログに替えることができる。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。
- 2 前項の規定により、補助金を交付すると決定したものについては、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付決定通知書(様式第3)により、当該申請者(所有者)に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認申請書等)

- 第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けたもの(以下「補助対象者」という。)が、補助金申請内容を変更する場合または補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、雨水貯留浸透施設設置費補助事業変更申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときには、変更内容を審査検討し、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、 同条の規定による決定を変更することができる。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。 (完了報告)
- 第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれ か早い日までに、雨水貯留浸透施設設置費補助事業実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を 添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 工事写真
 - (2) 施工業者からの請求書及び領収書の写し
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された完了報告の内容の審査及び現地確認等を行い、補助 事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助 金の交付額を確定し、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付確定通知書(様式第6)により補助対 象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、雨水貯留浸透施設設置費補助金交付請求書(様式第7)による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

- 第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付 の全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2)補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(変更決定及び取消し決定の通知)

第12条 市長は、第7条第2項及び前条の規定により、当該補助金の交付内容の変更をした場合は、雨水貯留浸透施設設置費補助金変更交付決定通知書(様式第8)により当該補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に 補助金が交付されているときは、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(現地調査)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施工状況等を現地において調査することができる。

(維持管理等)

第15条 補助対象者は、当該工事完了後、雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めるものとする。また、当該工事完了後、雨水貯留浸透施設自体の変形、破損及び浮き上がり、目づまり等が生じた場合並びに雨水貯留浸透施設の異常から第三者に事故、問題が生じた場合において、江南市は、その責任を負わないものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に 定める。

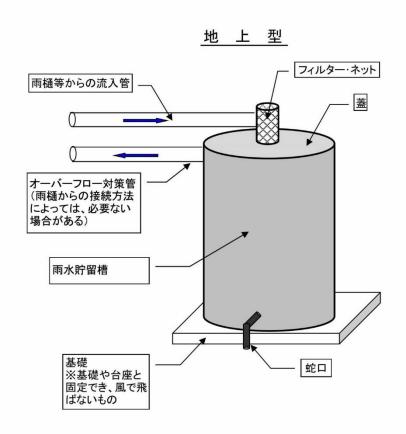
附則

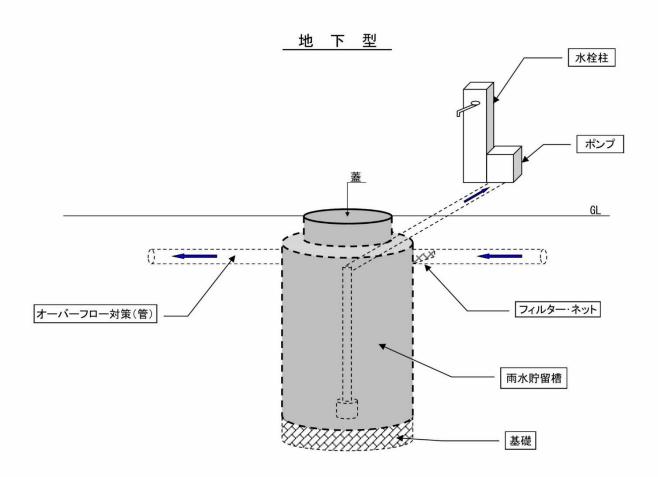
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

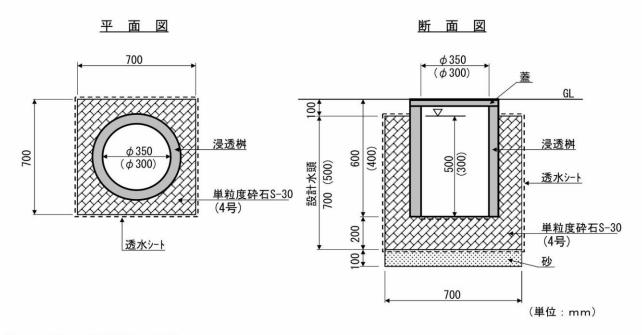
別表第1(第2条関係)雨水貯留槽 ※下記図と同等品以上のものとする。



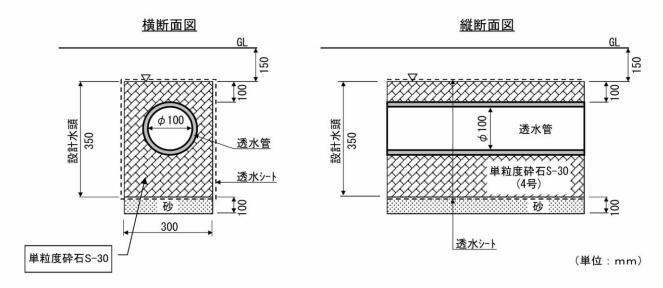


別表第2 (第2条関係) 浸透桝

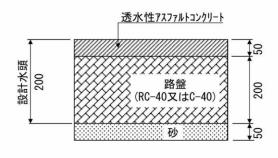
※下記図と同等の貯留浸透量以上のものとする。



別表第3(第2条関係)浸透トレンチ ※下記図と同等の貯留浸透量以上のものとする。

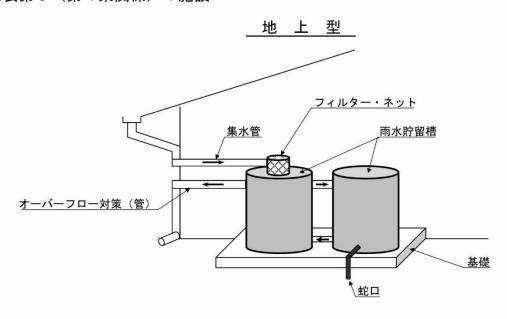


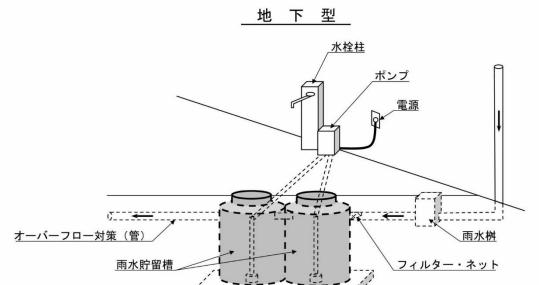
別表第4(第2条関係)透水性舗装 ※下記図と同等の貯留浸透量以上のものとする。



(単位:mm)

別表第5 (第4条関係) 1施設





別表第6 (第4条関係) 限度額

雨水貯留槽(雨水タンク)新設工事費の補助限度額

	(1施設当り)
貯 留 容 量	補助限度額
100リットル以上200リットルまで	45,000円
200リットルを超え500リットルまで	100,000円
500リットルを超えるもの	200,000円
1000リットルを超える既設浄化槽転用の場合	300,000円

(注) 10,000円以下で施工できる簡易貯留槽は、全額補助です。

雨水浸透施設新設工事費の補助限度額

(1区画当り)

雨水浸透施設	補助限度額	摘要
浸透トレンチ	105,000円	1区画の敷地内1m当り3,500円で30mを限度
透水性舗装	200,000円	1区画の敷地内1㎡当り500円で400㎡を限度

基礎

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付申請書

					年	月	日
江南市	長						
		申請者	住 克	折 〒			
		(所有者)					
			氏	名 			
			連絡生	先 Tel			
			A				.
雨水貯留浸透が関係書類を添えて	を設設置費補助事業 て申請します。	について補助	金の交	付を受ける	たいので、	次のとお	; <i>(</i>)
- + II -	□ 自宅に同じ						
工事場所	□ 江南市						
	□貯留槽	リツ トル	基(• □ 地下雪	Ŭ)	
し 設置する雨水	□漫透桝		基(φ 300 ·	□ φ 350	・□その	他)
 貯留浸透施設	□ 浸 透トレンチ		m (φ 100 •	□ その他		
	□透水性舗装		m² (□標準型	しその化	<u>h</u>)	
	金	 円			<u> </u>		
交付申請額	算定式						
工事期間	補助金交付決定通	知日から		年		日まで	
	□自設						
	所 在	地					
 施 工 者		者名					
	□ 事業者 						
	TEI					***************************************	
	 (1)工事場所の案内図						
	(2)工事の図面						
	①配置平面図 (雨水貯留施設は、集水起点となる縦樋、雨水貯留槽、水栓、ポンプ等の						
	位置並びに管の			的小灯笛僧	、水性、水、	/ / 寺の	
	(雨水浸透施設は						
	桝の大きさ、浸達の				積等を明記))	
添付書類	②断面図【標準型の雨水浸透施設の場合は省略】 ③構造図等【標準型の雨水浸透施設の場合は省略】						
	(3)工事見積書の写し						
	(4)誓約書 (様式第 2) (5)市長が必要と認める書類						
	(使用ポンプ、雨水貯留槽等の説明図、雨水浸透施設の製品カタログ等)						

※注意 □のところは、該当するものに✔印を記入してください。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

誓 約 書

年 月 日

江 南 市 長

申請者住所

(所有者) 氏 名

江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金の交付申請にあたり、工事完了後は、雨水 貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めることを誓うとともに、事故防 止、安全対策に努めます。

なお、工事完了後、雨水貯留浸透施設自体の変形、破損、浮き上がり、目づまり 等が生じた場合、また雨水貯留浸透施設の異常から、第三者または建物等に事故、 問題等が生じた場合において、江南市にその損害賠償を請求いたしません。

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

江南市長

年 月 日付け 第 号で申請のありました雨水貯留浸透施設設置費 補助金の交付について、審査の結果、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1)江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱並びに要領に従うこと。

様式第4 (第7条関係) 雨水貯留浸透施設設置費補助事業変更申請書 年 月 \Box 江 南 市 長 申請者住所〒 (所有者) 氏 名 連絡先 Tel 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、雨水 貯留浸透施設設置費補助事業を次のとおり(□内容変更・□廃止・□中止)します。 □ 自宅に同じ 工事場所 □ 江南市 【変更前】 【変更後】 リツ (リツ(□ 貯留槽 □貯留槽 基 基 変更する雨水 □ 浸透桝 基()□浸透桝 基(貯留浸透施設 □ 浸透トレンチ) □浸透トレンチ m (m (□ 透水性舗装 m^2 (m^2 () □透水性舗装 円 円 金 金 交付申請額 算定式 算定式 工事期間 年 月 日まで 年 月 日まで 変 更 理 由 (1)工事の図面 (変更前、変更後) (2)工事見積書の写し (変更前、変更後) (3)その他市長が必要と認める書類 添付 書類 (雨水貯留槽、使用ポンプの種別、機種等の説明図及び浸透桝、浸透 トレンチ、透水性舗装の構造変更内容の説明ができる図等)

※注意 □のところは、該当するものに✔印を記入してください。

雨水貯留浸透施設設置費補助事業実績報告書

	灯笛反透旭設設直貨桶助爭業夫頹報宣青
	年 月 日
江 南 市	長
	申 請 者 住 所 〒
	(所有者)
	<u> </u>
	連絡先 TEL
	月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、雨水 置工事が完了したので報告します。
	□ 自宅に同じ
工事場所	□ 江南市
	□ 貯 留 槽 パ 基(□地上型・□地下型)
設置した雨水	□ 浸 透 桝 基(□φ300・□φ350・□その他)
貯留浸透施設	□ 浸透トレンチ m(□φ100・□その他)
	□ 透水性舗装 m²(□標準型・□その他)
工事精算額	
(補助金額)	算定式
工事完了日	年 月 日
添 付 書 類	(1)工事写真 (貯留槽(雨水タンク)の設置がわかるもの) (浸透桝、浸透トレンチは、充填砕石の幅及び厚さが判断できること) (透水性舗装は、路盤及び舗装の厚さが判断できること) (2)請求書及び領収書の写し (3)その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※注意 □のところは、該当するものに✔印を記入してください。

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

江南市長

月 日付け 第 号で申請のありました雨水貯留浸透施設設置費補助金について、次のとおり交付することに確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円

雨水貯留浸透施設設置費補助金交付請求書										
江 南	市長						£	Ē.	月	日
		補	助対象者	全 住	所	=				
				氏	名					
	請求金額	頁	金					円		
ただし、 年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知のあった雨水貯留浸透施設設置費補助金を、江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱に基づき、上記のとおり請求する。 なお、受領するにあたり、下記口座を振込先口座として指定する。										
				□翁	見	行			□本	店
	金融機関名				言用名	金庫 協			口支口出	
振込先	預金の種類				~	VIJ		当	座	32(7)
	口座番号									
	フリガナ									
	口座名義									

※注意 □のところは、該当するものに✔印を記入してください。

雨水貯留浸透施設設置費補助金変更交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

江南市長

年 月 日付け 第 号で変更申請のありました雨水貯留浸透施設設置費 補助金について、審査の結果、次のとおり変更することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 金 円
- 2 変更となる事業内容